2020 年 9 月 30 日

市長・町長 殿

石川県社会保障推進協議会
代表委員　飯森　和彦
同　　奥村　　回
同　　桶間　　諭
同　　橋本　明夫
同　　松浦　健伸

かほく市回答書

住民のいのちと健康、福祉を守るために
社会保障施策の拡充を求める要望書

貴職におかれましてはますます御清栄のことと存じます。住民に開かれた行政のために労を惜しまぬ御尽力に心から敬意を表します。

私たちは、今年２０年を越える自治体キャラバン行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求の実現を市町に要請し、多くの要望を実現してきました。また、地域住民のいのちとくらしを守るために、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてきました。

私たちは、安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、主人公である住民と住民の健康・生命・暮らしに責任をもつ自治体とが協力・共同して、その地域の特性を生かしたサービス・制度をつくりあげることが重要であると考えています。その立場から、私たちは、住民が笑顔で安心して暮らせるようにしていくために、そして、住民のいのちと健康、くらしを守るために、以下の事項の実現を要望するものです。

記

★「重点要望事項」（懇談はこの重点要望事項に絞って実施します）

Ⅰ．新型コロナ感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策について

★(1)自治体の職員を増員し、これまで以上に緊急時に住民の安全確保や救援にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回答】総務課

かほく市では、災害が発生した場合等の緊急時には、全ての正規職員で対応することとしており、現在の職員数でも特に支障はないものと考えております。

また、かほく市の正規職員の採用については、「かほく市定員適正化計画」を策定し職員定数の適正化に取り組んでいるところであり、権限移譲の推進や地方創生に向けた取り組みなど業務量が増加傾向にある中、職員の健康管理やワークライフバランス等にも配慮しております。

【参考】

第４次　定員適正化計画(令和元年6月策定)…所管課：総務課

・計画年度　：令和2年度～令和6年度

★(2)国に対して特別定額給付金の追加給付を強く要請してください。

【回答】総務課

本事業につきましては、国内全体の状況等を把握し、国政の場において、慎重かつ十分に議論を尽くされるべきものであり、市として事業を特定して要請するものではないと考えている。

ただし、国において、特別定額給付金の追加給付にかかる事業が実施された場合は、迅速に対応していきたいと考えているので、国会での議論をはじめ、国の動向を注視していきたい。

なお、今回の特別定額給付金事業以外で、かほく市独自の取り組みとして、新型コロナウイルス感染症により影響等を受ける市内の子育て世帯への生活支援を図るため、（国の特別給付金事業の基準では対象とならない）令和2年4月28日以降に出生した児童を対象に「赤ちゃんすくすく特別定額給付金」を給付している。

また、新型コロナウイルスで影響を受ける市内の経済の活性化を図るため、市商工会と連携しプレミアム商品券を販売した。

【参考】

〔特別定額給付金の概要→事業終了〕…所管課：総務課

・給付対象者：令和2年4月27日時点でかほく市の住民基本台帳に記録されている人
・受給権者　：世帯主
・給 付 額　：給付対象者１人につき10万円
・受付期間　：令和2年5月20日から令和2年8月20日まで

◆給付結果

・給付対象世帯数　：13,398/13,433世帯　　99.7%
・給付金額　　：3,561.3/3,565.7百万円　99.9%

〔赤ちゃんすくすく特別定額給付金の概要〕…所管課：子育て支援課

・支給対象者
①出生の届出時において本市に住民登録をし、引き続き居住する見込みの新生児であること。
②出生日が令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間であること。
・支給金額：現金10万円を、申請により指定口座へ

〔かほく市商工会プレミアム商品券の概要→事業終了〕…所管課：産業振興課

・申込期間：令和2年7月13日から令和2年8月7日まで
・購入期間：令和2年8月1日から令和2年10月31日まで
・利用期間：令和2年8月1日から令和2年12月31日まで
・内　　容：販売総額6億円、総数5万組発行
1組（1,000円券×12枚）の商品券を10,000円で販売
購入数は1人あたり5組まで

★(3)新型コロナ感染拡大で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国に働きかけてください。自治体として医療従事者や介護従事者はじめ必要に応じてＰＣＲ検査がうけられるように拡大してください。

【回答】健康福祉課

石川県内の開業医で保険適用による新型コロナウイルスの検査ができるよう、県と県医師会との間で集合契約を締結。県医師会の公募に参加し感染症対策が整っていると医師会が認めた開業医と契約を締結。

開業医の判断で検体を採取し、行政検査または保険適用検査として、患者負担なしでできる体制整備が確立。身近な医療機関で検査数の拡充が行われている。

★(4)マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを石川県と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

【回答】健康福祉課として配布

① ５月～６月、プリーツマスクを２回に分けて各世帯に５０枚ずつ配布

② R2.4.28　次亜塩素酸水を高齢福祉事業所に配布

③ R2.5.21　医療機関、高齢福祉事業所、障害福祉、こども園、小中学校にマスク・消毒液等配布
医療機関へは防護服・グローブ等も含めて配布

④ R2.5.28　小中学校、こども関係施設、公共施設に消毒ジェルを配布

【回答】長寿介護課

国からマスク・消毒液・手袋は順次配布されている。また、石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金や石川県感染拡大防止対策支援金で、衛生用品等の物品購入、消毒費用、清掃費用、外部専門家等による研修費等を支援している。

★(5)患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・石川県に求めてください。

【回答】健康福祉課・長寿介護課

国県の助成制度に伴う感染症対策事業

① 石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療・障害・介護）国 10/10

② 石川県感染症拡大防止対策支援金（感染防止用具等の導入支援）県 4/5（上限 500 千円）

③ かほく市感染症対策（9 月補正で上限 100 千円×53（介護）･53（医療･障害）か所）

★(6)新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を商工会議所などの諸団体の協力をえて、制度を知らせ、利用を促進してください。

【回答】長寿介護課

令和２年７月１３日発行納入通知書（介護保険料決定通知書）全件に、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免について」を同封している。

【回答】保険医療課

市広報紙及びホームページにて周知を行っており、それ以外の周知方法は予定していません。

★(7) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

【回答】保険医療課

国の基準に基づき対応していきます。

★(8)国の行った通所サービス等の報酬請求「特例措置」によって負担が増加する利用者に対し、その負担増分を補助してください。

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応してまいります。

★(9)「自粛」や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対し、迅速な実態把握と必要な支援（一部負担減免制度の拡充、在宅介護サービス利用料助成制度の創設・拡充）を行ってください。

【回答】長寿介護課

外出自粛している高齢者については、介護支援専門員や民生委員等が訪問や電話等で状況把握に努めています。また市直営の高齢者支援センターでも訪問や電話等で状況把握に努めています。

なお、財政的な支援については、現在考えておりません。

★(10)自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【回答】防災環境対策課

避難所におけるスクリーニング、ゾーニング体制の構築、感染者専門スペースの設置、一般避難所スペース内で保つ社会的距離、衛生品の備蓄・設置方法、廃棄物処理方法、また住民に対する避難する際の備え、また分散避難の在り方などの周知をふまえた「新型コロナウイルス感染症等避難所対応マニュアル」を令和 2 年 9 月に策定し、今後、県や近隣自治体と情報交換を行い、さらに地域と連携し、精度を高めていく方針である。

★(11) 新型コロナ感染拡大を防止するためにも「20 人学級」を実現してください。

【回答】学校教育課

全国知事会、全国市長会、全国町村会の３団体が、「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」として、少人数編成を可能とする教員の確保を要望しており、文部科学省においても、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、少人数学級を可能とするための指導体制などの検討をしています

少人数学級への方向性については賛同しているが、「20 人学級」に限定した学級編成は、課題もあると考えており、政府において、実効性があり現実的な形で検討してほしいと考えています

Ⅱ. 子育て支援について

★(1)2018 年度金沢市は、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにする「子どもの生活実態調査」を実施しました。貴自治体として金沢市と同趣旨の調査を実施してください。その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。

教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またＮＰＯなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】健康福祉課

学習支援事業を市内３中学校の中学１年生から３年生の就学援助世帯・児童扶養手当受給世帯・生活保護受給世帯を対象に学校近くの公共施設で実施しています。

(2)石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000 円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。

【回答】保険医療課

全国市長会を通じて国に助成制度創設の要望を行っているため、県に要望を行う予定はありません。

★(3)小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。

【回答】学校教育課

給食費は保護者が負担すべきものであると考えており、現時点では給食日の無料化は考えていない。（学校給食法第 11 条第２項で、学校給食は保護者が負担することとなっています。）

(4)就学援助制度の改善

①就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。2018年10月から実施されている生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が切り捨てとならないようにしてください。

【回答】学校教育課

1.4 倍への拡充は考えていない。支給内容の拡充策として、これまで「児童扶養手当」の全部支給者のみを対象としていたが、一部支給者も対象としている。また、生活保護基準の引き下げは 25 年から据え置きとしています。

②申請の受付は、学校だけでなく市町の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】学校教育課

申請は窓口で受付をしており、民生委員の証明も必要としていない。就学援助制度の申請時期につきましては、市ホームページでも「随時」として掲載し周知しています。

③就学援助給付の学校給食については学校給食費の全額を給付してください。

【回答】学校教育課

令和２年度より、全額給付を実施しております。

④就学援助給付の学校給食については加賀市が実施しているように「現物給付化」してください。

【回答】学校教育課

現時点では、考えておりません。

(5)幼児教育･保育の無償化に伴い､国の基準月額4500円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになっています。（生保世帯・第3子、年収360万円以下は免除）副食材料費の実費を無償にしてください。

【回答】子育て支援課

かほく市においては、幼保無償化以前より保護者負担において独自に国基準を上回って軽減策を講じておりました。令和元年 10 月からの幼児教育・保育無償化に伴い、子どもの人数・保護者の収入を問わず、３～５歳児全ての児童の副食費無償化を実施しております。

(6)保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の処遇改善を直ちに実施してください。市町単独事業で財政的な支援を行ってください（処遇改善助成金制度、福祉職職員住居費助成､住宅確保助成、家賃補助制度など）。

【回答】子育て支援課

保育士の配置基準等の拡充は考えていません。

保育士の処遇改善につきましては、現在、国家公務員の福祉職俸給表を適用し、給与水準につきましては人事院が国家公務員の給与水準を民間企業の給与水準と均衡させることを目的として、給与改正を行っています。人件費の財源確保などについては、国が定める公定価格で定められており、市独自の補助は考えておりません。

(7)2019年度の乳幼児健診(前期乳児検診・後期乳児検診・一歳半健診・三歳児健診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。

【回答】健康福祉課

	対象者数	受診者数	未受診者数
前期乳児健診	316	293	23
後期乳児健診	329	267	62
１歳半健診	271	267	4
３歳児健診	302	299	3

(8) 学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「齲歯（虫歯）が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実数を調査してください。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な要因の調査と対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。

【回答】学校教育課

・歯科検診の結果については、コロナ感染関係で今年度の検診が延期され、現在集計中です。
※会議当日に間に合えば、口頭で伝えます。

・未受診の児童、生徒、保護者に対しては、例年夏休み中に治療を済ませることを目標に通知等の方法で各家庭にお願いをしています。かほく市は、小中ともに治療率は高く、９割近くの治癒率となっています。

・眼鏡の補助については、現時点においては考えておりません。

Ⅲ. 介護保険事業・予防事業・総合事業について

★（1）介護保険料

①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。

【回答】長寿介護課

介護保険料については３年毎に介護保険事業計画で定め、計画的に設定しています。段階についても国の標準は９段階で、かほく市では１１段階を採用しており、低所得者に対しては国の基準通りで、高額所得者に対しては応能負担で対応しています。

②介護給付費準備備金がある場合は、第８期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください。

【回答】長寿介護課

第８期保険料については、現在、介護保険事業計画策定委員会で検討する予定であり、介護保険料抑制のため、準備基金繰入を含め適切な保険料設定に努めます

③非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収１５３万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除してください。

【回答】長寿介護課

介護保険料は所得に応じて段階で設定し、所得の低い方については国の基準に基づき負担軽減措置を行っています。制度を維持していくためにも適切な保険料の負担は必要なため、独自の減免は考えていません。

(2) 介護利用料・補足給付について

①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充をしてください。

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応してまいります。

②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、支払い能力がない人に対しては措置制度を活用して救済してください。

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応してまいります。

③グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護の利用者についても部屋代・食事代を軽減する制度をつくってください。

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応してまいります。

④区分支給限度基準額について、一人暮らしの認知症の方など、一定の要件に該当する人については、単独事業として、引き上げを行い在宅生活を支えてください。

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応してまいります。

（3）介護保険利用の際の手続き

①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。

【回答】長寿介護課

専門職を配置し、相談により個人の状況を十分把握したうえで、必要な方にのみ基本チェックリストを使用しています。

②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【回答】長寿介護課

ケアマネ事業所へ委託を行っています。（現行額同等）

③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応しています。また個々に対して対応する体制になっております。

（4）基盤整備について

①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。

【回答】長寿介護課

介護保険運営協議会で十分協議し、適切な第８期介護保険事業計画を策定してまいります。

②特養ホームに要介護１・２の人が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。

【回答】長寿介護課

制度の適用については、今後も個々の事情に則して対応しています。

③一人暮らしで重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅に最期まで暮らし続けられるための仕組みを各中学校区（日常生活圏域）ごとに作るための整備目標（小規模多機能居宅介護、定期巡回随時対応型介護看護等を含む訪問・通所・短期入所基盤整備及び医療連携等）について第８期計画に盛り込んでください。

【回答】長寿介護課

介護保険運営協議会で十分協議し、適切な第８期介護保険事業計画を策定してまいります。

（5）総合事業について

①多様なサービス（緩和型サービス、住民主体型サービス等）への移行促進を改め、要支援者の希望に基づき従前のホームヘルパー、デイサービス（従前相当サービス）が利用できるようにしてください。

【回答】長寿介護課

従前相当サービスは行っています。

今後も、利用者の状態等に応じて、多様なサービスに基づいた支援を行っていきます。

②緩和型サービスであっても訪問介護員等専門職が提供する場合は、従前相当サービスを下回らないサービス単価とするようにしてください。

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応しています。

(6) 介護職員確保について

介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。

★①「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応してまいります。

★② 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答】長寿介護課

生活支援の担い手となる生活支援サポーター養成講座を開催し、介護職場の就労支援を毎年行っております。

★③ 介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応してまいります。

(7) 国に対して、介護保険制度への下記の意見をあげてください。

① 国の調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の 25%に引き上げること。
（町村会・市長会の国への意見の通り）

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応してまいります。

② 特養ホーム入所基準を元に戻すこと。

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応してまいります。

★③ 要介護 1・2 の保険はずし（総合事業化）を行わないこと。

【回答】長寿介護課

国の制度に準拠し対応してまいります。

★④ 補足給付（非課税世帯の人の食事・部屋代軽減）の後退（以下の通り）を実施しないこと。
（年金月額 10 万円を超える人の施設利用者負担を大幅に引き上げ、特別養護老人ホームの相部屋（多床室）でも 4 割近く引き上げ月 2 万 2 千円の負担増、ショートステイは、食費を 1 日あたり 210 円～650 円引き上げ、現在、預貯金等制限を 1000 万円から、所得段階別に 650 万円～500 万円に引き下げ）

【回答】長寿介護課
国の制度に準拠し対応してまいります。

⑤ 介護従事者処遇加算を全額国庫負担方式によるに戻すこと。
【回答】長寿介護課
国の制度に準拠し対応してまいります。

Ⅳ. 高齢者医療・福祉の充実について

(1) 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。
【回答】保険医療課
滞納者につきましては納入相談を行っており、分納誓約等により対応をしています。短期証については、分納誓約、納入状況等総合的に判断し、やむを得ず交付することはあります。なお、資格証明書は交付していません。

(2) 東京都日の出町、石川県川北町のように、75 歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。
【回答】保険医療課
医療費を無料にすることは財政的に困難です。

(3) 後期高齢者医療制度に加入しない 65～74 歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。
【回答】健康福祉課
R2.10.1～心身障害者医療費助成として現物給付となり、本人の自己負担はなくなりました。

(4) 配食サービスは、最低毎日 1 回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。
【回答】長寿介護課
毎日２回、いわゆる見守り代は全額市で負担しています。

(5) 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。
★①補聴器購入費助成制度を創設してください。
【回答】長寿介護課
今後、県内の動向を注視していきたいと思います。

★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」（猛暑の時、どのように過ごしているか等）を実施して対策を立てるようにしてください。そして福島県相馬市のように、65 歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費（買い換え費も）などの補助を行う仕組みを創設してください。

【回答】長寿介護課
　熱中症対策につきましては、様々な機会を捉え市民の皆様への啓発に努めてきておりますが、より一層の啓発に努めたいと思います。（民生委員、１００歳体操の場等）
　エアコン購入補助につきましては、他自治体の動向を注視していきたいと思います。

③高齢者や障害ある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。
【回答】長寿介護課
　高齢者タクシーや福祉巡回バス事業を実施しています。

④ 高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。
【回答】長寿介護課
　各施設の減免規定に基づき減免を適用しています。

⑤ 宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり（通いの場）への助成（家賃・光熱費助成など）を実施・抜本的に拡充してください。
【回答】長寿介護課
　介護予防の自主活動グループに助成して、「居場所」づくりを図っています。

⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。
【回答】長寿介護課・健康福祉課
　町会長や区長、民生委員、児童委員の方々に高齢者独居宅の除雪を依頼しています。
　また、軽度生活支援サービスとしても対応しています。

⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。
【回答】長寿介護課・健康福祉課
　福祉巡回バスを無料で運行しています。また、福祉巡回バスが巡回していない高松大海地区の６０歳以上、１８歳以下、障害手帳を持っている市民に、現在居住している市営バスのバス亭から高松駅までの市営バス助成券を申請者に支給しています。
　現在のところ、増車・増便は考えていませんが、随時、ルートの見直しを行っております。

⑧ 後期高齢者の医療費 2 割負担反対の意見を国にあげてください。
【回答】保険医療課
　世代間の公平性や持続可能な制度運営を行う観点から、国に要望行う予定はありません。

⑨ 災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいある人、認知症高齢者の皆さんの移動・移送体制（担当者の明確化）、支援体制の確立、避難所の内容の充実〔ベットやトイレ、冷暖房、プライバシー確保（避難用テントの整備）、車椅子等々〕してください。

【回答】防災環境対策課

市では「かほく市避難支援プラン（全体計画）」を作成し、避難時に支援を必要とされる方について地域の自主防災会や民生委員と連携して、要支援者それぞれにあわせた個別計画を作成しています。

また避難情報の提供については、希望者のみではあるが避難行動要支援者宅の固定電話などを活用し、直接音声で避難を呼びかける避難情報架電システムを新たに導入し、避難者の避難行動の迅速化を図っています。

★(7)国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。

① 年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「ﾏｸﾛ経済ｽﾗｲﾄﾞ」は廃止すること。

② 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。

③ 年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。

④ 全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分 3 万 3 千円をすべての高齢者に支給すること。

⑤ 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。

【回答】①～⑤保険医療課

全国市長会から持続可能で安心できる年金制度の構築などの要望が行われており、本市から要望を行う予定はありません。

Ⅴ. 障害者控除認定制度について

(1)介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得 125 万円（65 歳以上の場合、年金収入 245 万円まで）は住民税非課税となる」こと「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。

【回答】長寿介護課

① 広報で周知しています。

② ケースごとの判断が必要となるため、個別相談により対応しています。

(2)かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。

【回答】長寿介護課

実施しています。

(3)上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のＱ＆Ａ」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。

Ⅵ. 国民健康保険制度の改善について

１．保険料（税）について

(1)保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】保険医療課

平成 30 年の国保制度改正に伴い法定外繰入は解消を国から求められており、法定外繰入を行った場合は、保険者努力支援制度の交付金が減額されることから、行う予定はありません。

★(2)18 歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】保険医療課

将来の県内保険料水準の統一を目指す観点から、独自方式を行うことは考えていません。

(3)国保料（税）の減免制度を活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免（前年所得が生活保護基準額の 1．3 倍以下の世帯）等の減免制度を設けてください。

【回答】保険医療課

現在行っている低所得世帯に対する「７・５・２割軽減制度」以上の拡充は考えていません。

２．保険料（税）滞納者への対応について

(1)資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、母子家庭や障害ある人のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

【回答】保険医療課

資格証明書は現在発行していません

(2)窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い（10 割負担）は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。

【回答】保険医療課

資格証明書を発行していないため、該当しません。

(3)滞納者に対し給付の制限（限度額認定・一部負担減免適用除外等）をしないでください。滞納があっても施行規則第 1 条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】保険医療課

資格証明書を発行していないため、該当しません。

(4)保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

【回答】保険医療課

過年度分の滞納額のある間は短期証を発行していますが、過年度分の滞納がなくなれば正規の保険証を交付しています。

(5)保険料（税）を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁

止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第１５条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】保険医療課

地方税法および国保徴収法に基づき調査や差し押さえを行っています。納税相談時に生活実態調査も行っていますので、無理な徴収や差し押さえは行っていません。

３．一部負担金の減免制度について

窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的な拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。

★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。

【回答】保険医療課

創設の予定はありません。

②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカ―、地域包括支援センターに周知してください。

【回答】保険医療課

相談窓口となる社会福祉協議会や民生委員、生保担当部署等と連携を図っています。

③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】保険医療課

案内ポスター等による周知は考えておりませんが、個々の事情に応じた対応を今後も図っていきます。

④厚生労働省は 2010 年 9 月 13 日付け通知で、（44 条を適用するに当たっては）「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。

【回答】保険医療課

厚生労働省の通知に基づき対応いたします。

⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。

4. 無料低額診療制度利用者の院外処方自己負担の助成（輪島市・羽咋市・能美市・小松市のみ）

無料低額診療制度利用者の、院外処方自己負担（保険薬局の薬代）の助成を実施してください。

Ⅶ. 障害がある人の施策の充実について

★(1) 精神保健手帳 1 級・2 級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。（入院・外来とも）

【回答】健康福祉課
１級の方については、R2.10.1 より適用されました。
２級の方には、県等の動向を踏まえ慎重な検討が必要と考えます。

★(2)65 歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を現物給付（64 歳以下同様）にしてください。
【回答】健康福祉課
R2.10.1 診療分から現物給付となりました。
(3)通院精神医療費（自立支援医療制度）制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。
【回答】健康福祉課
精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者については、R2.10.1 より心身障害者医療費助成の対象となり、本人の自己負担分はなくなりました。通院精神医療費のみの対象者には他市町の同行を見ながら検討していきます。

Ⅷ. 生活相談総合窓口の設置について
(1)住民の様々深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。
【回答】健康福祉課
現在、各課と連携しながら「市民生活相談窓口」と同じような市民サービスを実施しています。

Ⅸ. 健診事業・健康づくり事業の推進について
★(1)住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。
【回答】健康福祉課・保険医療課
健診対象者に受診券や保険証の送付に合わせ案内チラシを同封し、広報、ケーブルテレビ、いいメールかほく、HP でもお知らせしています。そのほか市内の医療機関や市役所をはじめとした公共施設、市内の主な店舗にもポスターを掲示し周知を図っています。

★(2)ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。
【回答】健康福祉課
健康増進法に基づきがん検診を実施しています。受診率向上を図るため、子宮頸がん・乳がん無料クーポン事業を実施、レディース検診や託児付き健診日を設定し環境の配慮を行っています。胃がん検診は 40 歳～75 歳の方に胃がんリスク検診を導入し、ハイリスク者には胃内視鏡検査費用の助成を行っています。また、法定外でもありますが 31 歳～41 歳の子宮頸がん検診の対象者にＨＰＶ検査を同時に実施したり、前立腺がん検診や骨粗しょう症検診も併せて実施しています。さらに、がん検診対象者への受診券送付、広報、ケーブルテレビ、いいメールかほく、HP で受診勧奨をしています。また、協会けんぽと連携し扶養家族への特定健診通知に合わせ、がん検診受診勧奨も一緒に周知しています。
※今年度は、大腸・子宮・乳がん検診については、75 歳以上の拡充を図りました。

(3)特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70 歳になると健診項目を減らすこ

とは実施しないでください、費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとしてください。
【回答】健康福祉課
国の基準項目に加え尿酸、心電図、クレアチニン、貧血項目について全対象に実施しております。
費用につきましては、集団健診・医療機関健診いずれも５００円で実施できる体制で行っています。

(4) がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。
【回答】健康福祉課
毎年、対象者にはがん検診受診券を交付し、受診できる内容を明確に示しています。
費用につきましては、一律に負担していただいております。無料は検討していません。

(5) 歯周疾患検診については、年 1 回無料で受けられるようにしてください。少なくとも 40・50・60・70 歳の検診は必ず実施してください。また保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください
【回答】健康福祉課
40・50・60・70 歳対象には、医療機関で歯周疾患検診ができるよう通知をしております。
歯科衛生士の配置は、今後の状況を踏まえ検討していきます。

(6) 産婦健診の助成対象回数が１回の市町村は２回に拡充してください。妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。
【回答】健康福祉課
産婦１回助成していますが、２回に拡充することは国・近隣状況を把握しながら検討していきます。
妊婦歯科検診につきましては、令和２年度より医療機関での実施となり状況を踏まえながら、検討していきます。今のところ産婦歯科は予定していません。

(7) WHO が認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。
【回答】健康福祉課
１歳６か月児健診や３歳児健診時の保健指導で、ＴＶやスマホの視聴時間を確認し、その影響について指導を行っております。
【回答】生涯学習課
「かほく市ネットルール共同宣言」として、チラシを作成し依存について周知しています。
ＰＴＡ連合会、小中学校長会、教育委員会、少年愛護センター内での協議で実施しています。
【回答】子育て支援課
こども園では個別に保護者からの子育て相談内容としてＴＶスマホの視聴についての相談や、年齢の大きい園児にはスマホやアイパッド等の利用について講話を行う機会があります。

X. 予防接種について

(1) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）に助成制度を設けてください。
【回答】健康福祉課
・おたふくかぜは、1 歳～就学前までに 1 回 1,000 円の助成を行っています。

・ロタウイルスは、R2.10 から定期化されましたので、R2.7 月生まれ以前までの方には 1 回 4,000 円 2 回まで助成を行っています。
・1 歳～満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間に対象及び妊婦には自己負担なしで助成しています。
・定期対象外の麻しん助成については、予定していません。接種内に接種できるよう個別に接種勧奨を行っております。

(2)高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019 年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また２回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】健康福祉課

予防接種法でＢ類接種（65 歳～5 歳刻みで助成）として 1 回接種する以外は対象としていません。任意予防接種としては 13 価の肺炎球菌を 1 回 6,000 円まで助成をしています。

ⅰ．地域医療構想について　（公的病院の存在する市町のみ）

昨年 424 の公的・公立病院の再編成要請があり、関係地域の住民は、不安に駆られました。そこに新型コロナ感染拡大が襲いかかりました。こうした中で、地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。

ⅱ．生活保護について（市のみ）

(1) 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第 25 条および生活保護法第 1 条・第 2 条に基づいて行い、厚労省の事務連絡「4.7」「5.26」「9.11」の 3 通知を遵守し、迅速かつ簡素に申請を認めてください。

【回答】健康福祉課

生活保護相談時に申請を希望される方には、申請書類一式を手渡し、申請していただいています。また、保護が必要な方であれば申請するように勧めています。

(2) ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】健康福祉課

法令に基づく人員配置としており、適正人数を配置しています。中央で開催の研修会等に参加して見聞を広め、専門的知識の取得、スキルアップに努めています。

(3) 生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】健康福祉課

自立相談支援事業を委託している「かほく市社会福祉協議会」と連携し、保護が必要な方には措置を講じています。

(4) 夏季の冷房費相当の独自手当の新設を国に強く要望してください。夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新含む）や電気代の助成を行ってください。

【回答】健康福祉課

生活保護法の改正により、家具什器費において冷房器具購入に要する費用50,000円の範囲内で認められています。

(5) 埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障すること。申請時に、違法な指導指示、実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

【回答】健康福祉課

申請時に適正な指導指示を行っており、申請者の能力に応じて就労指導を行っています。自治体で仕事の確保ができないためハローワークと連携しています。自動車の保有については石川県に準じた内容を「しおり」に記載しています。

(6) 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにしてください。（今年の6月15日、安倍首相は「生活保護は権利です。私たちもしっかり周知していきます」と答弁しました。）「しおり」と申請書はカウンターなどに常時置いてください。

【回答】健康福祉課

生活保護の「しおり」は石川県に準じた内容にしています。生活保護の相談時に個室で「しおり」を使用して制度説明をしています。個人情報の兼ね合いもありカウンターには、「しおり」を置いていません。

(7) 国民健康保険証なみの医療証をつくるよう国に強く要望してください、当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行するようにしてください。

【回答】健康福祉課

本来、生活保護受給者の申請に基づいて医療券を発行しているが、休日、夜間等で福祉事務所へ受診前に申請ができないときは、受診した後連絡するよう「保護しおり」に記載し、指導しているため、生活保護受給者が緊急時に医療を受けられないことはありません。

(8) 資産申告書の提出は強要しないでください。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明してください。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応してください。

【回答】健康福祉課

厚生労働省社会・援護局長通知第３に基づき資産の申告を書面で行わせている。保護申請時には、処分することが出来ないか、または著しく困難な資産、売却代金よりも売却に要する経費が高い資産、社会通念上処分させることを適当としない資産については、保有が認められる趣旨を説明している。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、まず、当該預貯金が保護開始時に保有していたものでないことと、不正な手段により蓄えられたものでないことを確認し、当該預貯金が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断した際は当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨に反しないと認められる場合については、保有を容認しています。